

令和 7 年 6 月 1 0 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課

ガス導管事業者の 2023 年度託送収支の 事後評価のとりまとめについて（報告）

（趣旨）

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の 2023 年度託送収支の事後評価について、2025 年 5 月 29 日に開催された料金制度専門会合において、2024 年 11 月及び 2025 年 2 月に実施した事後評価に対する追加的な分析を行い、その分析結果も含む 2023 年度の評価結果の取りまとめが行われたため、その内容を報告する。

1. 概要

2024 年 10 月 1 日に開催された第 536 回電力・ガス取引監視等委員会（以下「本委員会」という。）及び同年 11 月 22 日に開催された第 544 回本委員会において、ガス導管事業者の 2023 年度託送収支の事後評価の進め方（以下「事後評価の進め方」という。）について整理し、2024 年 9 月 4 日、9 月 27 日、10 月 15 日、11 月 7 日付けで、経済産業大臣及び各経済産業局長等からの当該収支状況の確認に関する意見聴取に対しては、2024 年 12 月 13 日に開催された第 546 回本委員会で、2025 年 2 月 7 日付け意見聴取に対しては、2025 年 2 月 27 日に開催された第 558 回本委員会での審議を経て、回答を行ったところ。

第 536 回及び第 544 回本委員会において整理された事後評価の進め方を踏まえ、変更命令の発動基準に該当した事業者に関し、値下げ届出が行われた場合における届出内容の確認を、本年 5 月 29 日に開催された第 66 回料金制度専門会合において行った。また、同日の専門会合では、2024 年 11 月及び本年 2 月に行った法令に基づく事後評価とあわせて、「ガス導管事業者の 2023 年度託送収支の事後評価とりまとめ」（資料 3－1）が行われたため、報告する。

（事後評価とりまとめに含まれる事項）

（１）法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）

※2024 年 12 月 18 日及び 2025 年 2 月 28 日に経済産業大臣及び経済産業局長等へ意見回答済。

（２）変更命令の発動基準に該当した事業者の追加分析

【参考資料：第 66 回料金制度専門会合（2025 年 5 月 29 日）資料 4－1】

以上

35	(参考) 経緯・委員会等の開催実績	
36	2024 年 9 月 4 日、9 月 27 日	2024 年 9 月までに託送収支計算書を公表した事業者
37		の収支状況の確認について、経済産業大臣及び各経
38		済産業局長等から電力・ガス取引監視等委員会へ意
39		見聴取
40	10 月 1 日	第 536 回電力・ガス取引監視等委員会
41		(事後評価の進め方について審議)
42	10 月 15 日、11 月 7 日	意見聴取文書不備等により、経済産業大臣及び一部の
43		経済産業局長から再度、電力・ガス取引監視等委員会
44		へ意見聴取
45	11 月 22 日	第 544 回電力・ガス取引監視等委員会
46		(事後評価の進め方について審議)
47	11 月 27 日	第 63 回料金制度専門会合
48		(法令に基づく事後評価)
49	12 月 13 日	第 546 回電力・ガス取引監視等委員会
50		(経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答
51		の審議)
52	2025 年 2 月 7 日	2024 年 10 月以降に託送収支計算書を公表した事業者
53		の収支状況の確認について、東北・関東・近畿経済産
54		業局長から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
55	2 月 20 日	第 64 回料金制度専門会合
56		(法令に基づく事後評価)
57	2 月 27 日	第 558 回電力・ガス取引監視等委員会
58		(東北・関東・近畿経済産業局長への意見回答の審議)
59	5 月 29 日	第 66 回料金制度専門会合
60		(変更命令の発動基準に該当した事業者の追加分析)
61	6 月 10 日 (本日)	第 571 回電力・ガス取引監視等委員会
62		(とりまとめ結果報告)
63		
64		